

# 大隅地域入退院支援ルール

大隅地域入退院支援ルールとは、医療と介護の関係者が連携して、入院患者の円滑な在宅への移行を図り、より充実した支援を行うにあたって必要な情報を医療機関と介護支援専門員（ケアマネジャー）の間で着実に引き継ぐための仕組みです。

医療機関関係者と在宅関係者が連携してルールを実践し、引継ぎがなかったり不十分だったりしたために患者や家族が在宅での生活や療養に困らないことを目的としています。

## 【支援の対象者】

- ①入院前に介護保険サービスを利用していた方
- ②退院後に新たに介護保険サービスの利用を希望する方
- ③医療機関担当者が退院支援が必要と判断した方

## 【ルールを利用する関係機関】

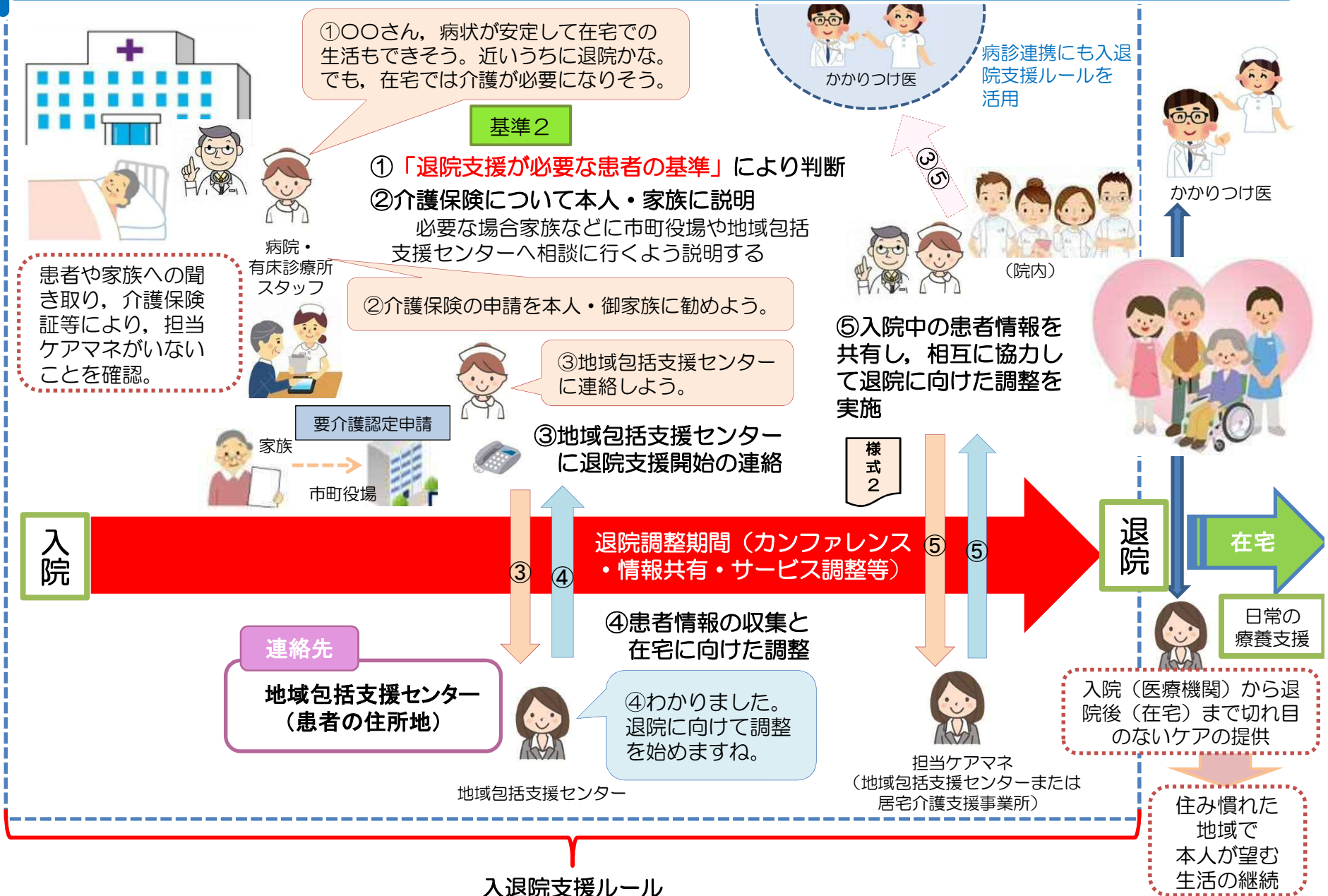
- ①大隅地域の病院・有床診療所
- ②大隅地域の居宅介護支援事業所 等
- ③大隅地域の市町及び地域包括支援センター

## 【ルールの基本的な考え方】

- 大隅地域入退院支援ルールは、情報共有のための基本的な流れを示した標準的な「ツール」です。ルールに定めた日数などは、「目安」と考えてください。また情報共有の方法やカンファレンスの要否・時期回数等については、入院の内容や患者の生活環境等に応じて、関係者間で適宜調整の上、決定してください。
- ルールは、運用後、定期的に運用状況の確認、評価を行い、必要があれば関係者間で協議の上、適宜見直しを行います。



## 2. 入院前にケアマネジャーが決まっていない場合 (退院後、新たに介護保険サービスを利用する場合)



# 大隅地域入退院支援ルール of 適用基準

## 基準1 退院支援の開始時期の基準

医療機関スタッフが、次の基準により「在宅への退院が可能な状況かどうか」を見極める。介護支援専門員に「退院の見込み」を連絡する目安となる。

- 1 病状がある程度安定した状態である。
- 2 在宅での生活ができそうな状況である。

※ 主治医が退院が可能な状況であると判断していることが前提となる。

## 基準2 退院支援が必要な患者の基準

### 1. 65歳以上の患者の場合

- ・ 立ち上がりや歩行, 食事・内服, 排泄, 入浴等に介助が必要
- ・ 認知症状や精神症状, 全般的な理解の低下がある。
- ・ 在宅では独居かそれに近い状態(家族がいても高齢, 疾患等で介護力が乏しい等)で, 調理や掃除など身の回りのことに介助が必要
- ・ 見守りが必要で, 放っておくと介助が必要な状態になる恐れがある。
- ・ がん末期で介護保険サービス利用が必要, 新たに医療処置(経管栄養, 吸引等)が追加された

### 2. 40歳以上65歳未満の患者の場合

介護保険の対象となる特定の疾病で, かつ, 1の「退院支援が必要な患者の基準」に当てはまる場合